

令和5年度P T A 総会資料

- 日 時 令和5年4月実施
(書面決議書及び委任状提出期限4月18日)
- 場 所 宮本中学校(書面総会)
- 総 会 次 第
1. 報告
 - (1) 令和4年度P T A 活動報告
 - (2) 令和4年度P T A 決算報告
 - (3) 令和4年度P T A 監査報告
 2. 議事
 - (1) 令和4年度P T A 決算について
 - (2) 会則改正について(別紙参照)
 - (3) 令和5年度P T A 予算(案)について
 - (4) 令和5年度P T A 活動(案)について
 - (5) 役員改選について(別紙参照)
 3. 開票・集計後、書面による結果報告

船橋市立宮本中学校P T A

船橋市立宮本中学校 P T A 会則

- (名称)
- 第1条 本会は、宮本中学校 P T A と称し、事務所を宮本中学校に置く。
- (目的)
- 第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- (方針)
- 第3条 本会は、教育を本旨とする自立独立の民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 会、役員および機関の名において、営利的・政党的および宗教的目的をもつ団体ならびにその事業にいかなる関係をも持たない。
 2. 本会は、他の社会教育団体と協力連携をはかる。
 3. 本会は、学校経営および人事に干渉しない。
- (組織)
- 第4条 本会は、宮本中学校の保護者および宮本中学校教職員をもって組織する。
- (活動)
- 第5条 本会は、第2条の目的を達するために、次の事項を研究し、その実現をはかる。
1. 生徒の福祉および教育環境の改善
 2. 会員相互の教育研修
 3. 社会教育の振興
 4. その他必要と認めた事項
- (役員)
- 第6条 本会に、次の役員をおき、任期を1年とし重任を妨げない。
ただし、会長の重任は、最高3年とする。役員が辞任した時は、後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。
- | | | | |
|-----------|------|----------|------------|
| ◎会 長 | 1名 | ◎専 門 部 | 年度ごとに定めた人数 |
| ◎名誉会長（校長） | 1名 | ◎顧 問 | 若干名 |
| ◎副 会 長 | 2～3名 | ◎おやじの会代表 | 1名 |
| (うち教頭 1名) | | | |
| ◎書 記 | 1～2名 | | |
| ◎会 計 | 2名 | | |
| ◎会計監査 | 2名 | | |
- (役員の出選)
- 第7条
1. 会長・副会長・書記・会計および会計監査は総会で選出する。
 2. 顧問は、会長の任にあった者、または特に P T A に功労のあった者を、総会に
はかって決める。
 3. 校長は名誉会長とする。

(役員の任務)

- 第8条 1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はこれに代る。
3. 書記は、本会の会務を記録し、決定事項の連絡その他の事務を行い、会議録を保管する。
4. 会計は、総会で決定された予算に基づき、一切の収支会計を司る。
5. 会計監査は、会計の執行状況について監査し、総会に報告する。

(会議)

- 第9条 本会に、次の会を置く。
・総会 ・総務会 ・本部会
・専門部会 ・おやじの会

(総会)

- 第10条 1. 総会は最高の議決機関で、通常総会と臨時総会とし、通常総会は年度始めに開催する。臨時総会は総務会で必要と決めた時、会長が招集し、開催する。
2. 総会は、出席者ならびに委任状を含めて、会員数の3分の1以上をもって成立する。

(総務会)

- 第11条 1. 総務会は、総会につぐ議決機関で、事業の立案、計画にあたる。
2. 総務会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査、各専門部長・副部長1名、おやじの会代表ならびに会長が推薦する者をもって構成する。

(専門部会)

- 第12条 1. 専門部会は、互選により部長1名、副部長若干名を選出する。
2. 専門部会は、必要に応じ専門部長が招集し開催する。
3. 専門部会は、次の業務を分掌する。

- ◎学級運営部 各学級の役員選出に関する事項
- ◎広報部 学校関係等の伝達に関する事項
- ◎校外指導部 生徒の校外指導に関する事項
- ◎文化部 会員の研修に関する事項
- ◎厚生部 会員の福利厚生に関する事項
- ◎その他

(経理)

- 第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
(会費)

- 第14条 本会の会費は、一世帯につき月額200円とし、前期1,200円、後期1,200円を納入するものとする。

(会 計 年 度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

第 16 条 予算は、総務会において立案し、総会の承認を得る。

第 17 条 決算は、総会において報告し、その承認を得なければならない。

(補 則)

第 18 条 本会に必要な内規は、総務会において立案し、総会の承認を得る。

第 19 条 本会則を変更する場合は、総会の承認を必要とする。

平成 10 年 4 月 18 日 一部改正

平成 11 年 4 月 17 日 一部改正

平成 12 年 4 月 15 日 一部改正

平成 13 年 4 月 21 日 一部改正

平成 15 年 4 月 16 日 一部改正

平成 17 年 4 月 16 日 一部改正

平成 18 年 4 月 21 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

<慶弔規定>

本会の慶弔規定は次のとおりとする。

1. 弔慰金 生徒 5,000 円
 会員 5,000 円
2. 1 に該当しない特例は、総務会にはかり、そのつど決定する。

<表彰規定>

1. 下の各号に該当する者に対し、表彰し記念品を贈る。
 - (1) 本会運営ならび発展に功劳顕著なる者。
 - (2) 学校教育上多大の協力をなし、その功劳顕著なる者。
 - (3) 総会あるいは総務会において特別決議された者、および前者に準ずる者。
2. 前条の規定の運用は次のとおりとする。
 - (1) 本会則第 11 条で定める総務会を構成する役職に 1 年以上あった者がその役職を離れる時。
 - (2) ただし、総会で選ばれた役員の職に 1 年以上あった者については、その職を退任する時。
 - (3) 前条の規定に基づき、会長が総務会にはかつて決定する。
 - (4) この規定は平成 17 年度の役員より適用する。

<会長・副会長・書記・会計・会計監査の選出に関する内規>

1. 頭記の件について、本会は選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は、会長をはじめとする総務会役員が必要と認めた者により構成する。
3. 選考委員会は、3 月末迄に、候補者本人の承諾を得て、会長 1 名・副会長 2 名・書記 1～2 名・会計 2 名・会計監査 2 名の候補者の選考を終える。
4. 選考委員会は、総会において役員候補者の報告を行い承認を得る。

令和 4 年 度

令和 4 年 4 月～

	総 務 会	本 部	3 年	2 年	1 年	文化教養
4 月	書面総会 16.全校理事会 20.書面総会集計 28.書面総会結果 報告 宮中ニュース 印刷・配布	8.理事選出 27.第 1 回本部会	LINE グループ 作成	LINE グループ 作成	LINE グループ 作成	LINE グループ 作成 宮中祭準備開始 16.役割分担決定 (手作り・販売)
5 月		17.P 連総会 25.第 2 回本部会 29.クリーン船橋 530 の日				
6 月	4.第 1 回総務会	4.総務会 20.P 連理事会	4.総務会	4.総務会 7.宮中祭連絡	4.総務会	4.総務会 活動費仮払金 受領 制作内容検討 21.制作品決定
7 月		8.四校連絡協議会 11.第 3 回本部会	卒業対策準備			
8 月		24.宮中祭相談会				
9 月	10.第 2 回総務会	5.第 4 回本部会 10.総務会 P 連会長研修会 14.P 連理事会 30.運動会手伝い 宮中祭相談会	10.総務会 宮中祭準備 開始 各理事へ連絡 協力店連絡	10.総務会 宮中祭準備 開始 各理事へ連絡 21.協力店訪問	10.総務会 宮中祭準備 開始 各理事へ連絡 アンケート 集計	10.総務会 15.宮中祭当日の 役割分担決定

- ・コロナ禍のため大幅に活動を縮小。
- ・各部の情報共有は LINE を活用。

活 動 報 告

校外指導	広 報	厚 生	おやじの会	P連	青少年補導委員
LINE グループ 作成	LINE グループ 作成	LINE グループ 作成 24.役割分担決定			5.地区補導 19.地区補導
13.1 年前期手紙 印刷・配布				17.総会	10.地区補導 24.地区補導
4.総務会	4.総務会 29.印刷打ち合 わせ 紙面の担当 割り振り	1.手紙印刷・配布 4.総務会 20～23. ベルマーク 回収	18.第1回校内整備	20.第1回理事会	4.総務会 7.地区補導 21.地区補導
1.3 年前期活動 報告集計 15.2 年前期手紙 印刷・配布	2.打ち合わせ 8～12. 原稿・写真 依頼 17.行事写真 受領	2.ベルマーク 集計			5.地区補導
10.総務会 16.1 年前期活動 報告集計 22.3 年後期手紙 印刷・配布	10.総務会 30.運動会撮影	10.総務会	10.総務会 30.運動会手伝い	10.会 長 研 修 会 14.第2回理事会	6.地区補導 10.総務会 20.地区補導

令和4年10月～

	総務会	本部	3年	2年	1年	文化教養
10月	22.第3回総務会	5.第5回本部会 22.総務会 上期会計監査	5.宮中祭 中止連絡 22.総務会	5.宮中祭 中止連絡 22.総務会	6.宮中祭 中止連絡 22.総務会 28.総務会 報告	5.宮中祭 中止連絡 手作り品 受け取り・清算 抽選販売手紙・ ポスター作成 22.総務会 宮中グッズ抽選 販売手紙配布・ ポスター掲示 ひがふなフェス タ販売準備
11月		2.合唱祭手伝い 10.P連研究大会 12.宮中グッズ抽選会 20.船橋をきれいに する日 ひがふなフェスタ 26.四校合同講演会	22.卒業証書 ホルダー 発注			20.ひがふな フェスタ 参加・販売
12月		14.P連理事会 四校連絡協議会				
1月		20.P連選考委員会 23.第6回本部会		11.役員アンケ ート作成		
2月	25.第4回総務会 会計監査	22.P連理事会 P連選考委員会 学校会計監査 24.四校連絡協議会 25.総務会 学校会計監査	2.花束・ 記念品発注 13.卒業証書ホ ルダー納品 23.卒業記念品 納品 25.総務会 記念品仕分け	7.アンケート 配布 20.アンケート 集計 25.総務会	7.25. 来年度の 役員決めに ついて連絡・ 調整 25.総務会	25.総務会
3月		20.会計監査 学校会計監査	6～8. 学評宛に 花束贈呈依頼 の手紙配布 10.花束納品	20.アンケートの 現状報告・ 各部活動内容 説明 (保護者会にて)	2.役員アンケ ート配布 20.アンケート 回収	
4月	10.入学式 15.全校役員会	12.P連理事会 15.全校役員会		11.役員決め 15.全校役員会 引き継ぎ	8.アンケート クラス分け 作業 11.役員決め 15.全校役員会 引き継ぎ	15.全校役員会 引き継ぎ

- ・コロナ禍のため大幅に活動を縮小。
- ・各部の情報共有はLINEを活用。

校外指導	広 報	厚 生	おやじの会	P 連	青少年補導委員
22.総務会 24.校外・環境 委員長研修会 参加	4.印刷会社入稿 13.初稿データ 受領 22.総務会 26.校正	22.総務会	22.総務会	24.校外・環境 委員長研修会	4.学校訪問 地区補導 12.学校訪問 17.学校訪問 18.地区補導 22.総務会
7.2年前期活動 報告集計 25.1年後期手紙 印刷・配布	9.校正データ 見積書受領	12.手紙印刷・配布	2.合唱祭手伝い	10.研究大会	1地区補導 9.学校訪問 15.地区補導
5.3年後期活動 報告集計	15.完成紙面受領 17.仕分け・配布	5～9.ベルマーク 回収・仮集計	17.年忘れ四校合同 ソフトボール 大会・懇親会 29.年末釣り大会	14.第3回理事会	6.地区補導 20.地区補導
18.2年後期手紙 印刷・配布		28.ベルマーク 集計・発送	5.新春餅つき大会	20.第1回選考 委員会	10.地区補導 24.地区補導
6.1年後期活動 報告集計 25.総務会 記念館資料 整理	25.総務会	25.総務会	18.第2回校内 整備 25.総務会	22.第4回理事会 第2回選考 委員会	7.研修会 地区補導 21.地区補導 25.総務会
15.2年後期活動 報告集計		2.手紙配布			7.地区補導 28.地区補導
15.全校役員会 引き継ぎ	15.全校役員会 引き継ぎ	15.全校役員会 引き継ぎ		12.第5回理事会	総会 地区補導

令和5年度 宮本中学校P T A活動（案）について

保護者の負担を減らし、気軽に参加できるような活動内容とする。

地域との交流を目的とし、地域交流会・バザーの開催を目指す。

上記活動方針に基づいた予算とし、1世帯につき年間2,400円の会費を徴収する。

活動内容を変更する可能性もあり、学校側とも連携のうえ臨機応変に対応する。
また、必要に応じ総会にはかり、行う。